

## 平成29年度「就学支援金制度」と「授業料軽減助成金・奨学給付金」について

このことにつきまして、関係書類を同封します。該当される方は、申請下さるようお願いいたします。

### 1. 「就学支援金」の支給について【国の助成：国の法律に基づく全国一律の制度】

平成26年度入学生からは、保護者の所得の状況により、就学支援金の支給が決定されます。お配りした「申請手続きのお知らせ～新入生用～」をお読みになり、申請手続きをしていただきますようお願いいたします。なお、申請漏れを防ぐために同封書類の他に「意向確認書」を配布します。「**意向確認書**」は**全員から提出いただくこととなります**。6月24日までに学級担任に提出して下さい。

「就学支援金」の申請手続きにつきましては、お預かりした書類をそのまま東京都私学就学支援金センターにお渡し致します。記入漏れなどないようにお願いします。

#### ① 提出書類

- (1) 「B 受給資格認定申請書Ⅱ」
- (2) 「C 収入状況届出書Ⅰ」
- (3) 「D 収入状況届出書Ⅱ」
- (4) 所得確認書類「平成28・29年度住民税（非）課税証明書（全部事項証明）」又は「生活保護受給証明書（生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載あり）」申請日前3か月以内発行のもの  
申請書類をA4サイズの封筒に入れ糊付けしてEのチェックラベルに必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付して提出して下さい。

#### ② 提出先・提出期限

**学校事務窓口 6月30日（金）まで**

### 2. 「授業料軽減助成金・奨学給付金」について【都の助成：学校にお届けの住所が東京都の方にお配りします。】

**授業料軽減助成金**については、保護者等（申請者）と生徒が、平成29年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護世帯
- B 平成29年度の住民税が非課税・均等割のみの世帯
- C 平成29年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が、年額51,300円未満の世帯
- D 平成29年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が、年額154,500円未満の世帯
- E 平成29年度の住民税(年税)額が一定基準以下の世帯……「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」でご確認下さい。

**奨学給付金**については、平成29年7月1日現在保護者等（申請者）が東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯
- B 平成29年度の住民税が非課税・均等割のみの世帯（生活保護世帯でも生業扶助を受給していない場合は、Bの非課税の世帯となります。）

**詳細につきましてはお配りした「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」でご確認下さい。**

「授業料軽減助成金・奨学給付金」につきましては、（公財）東京都私学財団ホームページにおいてダウンロードすることもできます。

**なお、「授業料軽減助成金・奨学給付金」の申請書の提出先は（公財）東京都私学財団となります。**

### ◎ 「就学支援金」と「授業料軽減助成金・奨学給付金」はそれぞれに申請手続きが必要となります。

**（申請手続きは毎年必要。）**

以上、就学支援金の問い合わせについては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814 に、授業料軽減助成金・奨学給付金の問い合わせにつきましては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925 に直接お問い合わせ下さい。申請書用紙の入手については学校事務局 03-3811-0636 までお願いします。